

茅ヶ崎市次期総合計画策定方針

平成 30 年 2 月 20 日

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 23（2011）年度に、20～30 年の中長期の展望を持ちつつ、社会情勢の激しい変化の中での的確に対応できる 10 年間の計画期間として「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。この総合計画の基本構想では、本市の目指すべき将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきたところです。

この間、当初の総合計画で定めたまちづくりの目標の達成に向け、着実に市政運営を進める一方で、東日本大震災の発生など基本構想策定後の社会情勢の変化に的確に対応するため、平成 26（2014）年度に「安全・安心なまちづくりの更なる強化」、「急速な少子高齢化への対応」、「地方分権の更なる進展への対応」の視点に基づき、基本構想の中間見直しを行いました。また、平成 28（2016）年度には、本市が保健所政令市に移行することを踏まえ、再度基本構想の見直しを行いました。

こうした状況の中、現行の総合計画の目標年次である平成 32（2020）年度を迎えることから、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 33（2021）年度を始期とする次期総合計画を策定するものです。

（参考：現行総合計画基本構想における将来の都市像）

茅ヶ崎市総合計画基本構想

平成 21 年 12 月 17 日議決

第 1 将来の都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、湘南海岸や北部の丘陵、相模川に囲まれたコンパクトなまちです。さまざまな自然の恵みを受けながら、独自の歴史文化がはぐくまれ、世界に羽ばたく人材を多数輩出するなど、「ひと」と「まち」が輝く風土が市民の誇りとなっています。

超高齢化が進行し、人口減少時代を目前に控え、これまでの量的拡大型のまちづくり政策を改め、成熟社会型のまちづくりの推進が求められています。

経済状況の悪化による厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材という財産と誇れる風土を大切に、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保し、茅ヶ崎のまちの魅力・活力を将来にわたって持続させるまち「茅ヶ崎市」を育てます。

20～30 年の将来を見据えて、茅ヶ崎市が目指すべき都市像を次のように定め、計画期間 10 年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎に向けて歩みを進めます。

2 計画の位置付け

平成 23（2011）年 8 月 1 日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による改正前の地方自治法第 2 条第 4 項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていました。しかしながら、法律による地方公共団体に対する義務付けの撤廃の方針に基づき、当該規定は削除され、現在において地方自治法に基づく市町村基本構想の策定義務は撤廃されています。

一方、本市では、長期的な視点を踏まえ、市の政策を計画的、総合的に推進する必要性に鑑み、茅ヶ崎市自治基本条例（平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号）第 18 条第 1 項において、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を定めなければならないこととしています。平成 33（2021）年度を始期とする次期総合計画は、当該規定に基づく計画として位置付けるものです。

（参照条文）

○茅ヶ崎市自治基本条例

（総合計画等）

第 18 条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第 3 項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

3 計画策定の基本姿勢

次期総合計画の策定にあたっては、次の事項を基本姿勢とします。

（1）現行基本構想の将来の都市像を継承した計画づくり

現行総合計画の基本構想に定める将来の都市像「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」は、20～30 年の将来を見据え、市民提案会議をはじめとする多くの市民の参画のもと策定したものであり、その根幹となる考え方は大きくゆらぐものではありません。そのため次期総合計画の策定においては、社会・経済情勢の変化をとらえながらも、現行の将来の都市像の根幹となる考え方を継承しながら計画づくりを行います。

(2) 成熟期に的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展・公共施設の更新等、成熟社会の到来に備え、市ではこれまでも一定の取組を進めてきました。次期総合計画の計画期間中には、人口の減少がはじまるものと予想されており、本格的な成熟期を迎えます。このことを踏まえ、これまでの成長を前提とした計画からより一層の転換を図り、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進することを地域全体で共有できる計画づくりを行います。

(3) 時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、市政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを行います。

(4) 市民参加による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの市民が参画できるよう、市民参加の場及び機会の確保に努め、市民と市が一体となった計画づくりを行います。

(5) 実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、市税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。こうした状況を改めて認識したうえで、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

(6) 目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり

厳しい財政状況において、何を目標にするのかを明確にし、成果を重視した行政運営を推進することができる計画づくりを行います。

4 計画の構成及び期間

総合計画は、市政運営の基本的な方向性を定める計画であり、目まぐるしく変化する近年の社会・経済情勢を的確に捉え、計画の実行性を確保する必要があります。

次期総合計画の策定にあたり、その期間及び構成については、次のとおり現行総合計画を基本としつつ、時代の変化等に柔軟に対応できるようにするとともに、的確な進行管理を行うことができるよう策定段階において検討を加えます。

(1) 基本構想

中長期的（30 年程度）な展望を持ちながら、市政運営を総合的かつ計画的に行うための基本的な指針。計画期間は 10 年とし、5 年で中間見直しを行う。

(2) 実施計画

基本構想に定めた目標を達成するための中長期的な方向性や取組を示す計画。計画期間は3年とし、基本構想の前半・後半5年を区切りとし、各5年間の中で1年をローリングするものとする。

5 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、市の内部検討体制を組織し検討を進めるとともに、計画骨子を附属機関である茅ヶ崎市総合計画審議会に諮ることとします。また、茅ヶ崎市自治基本条例第4条の規定による本市における自治の基本理念にのっとり、同条例第16条の規定を踏まえ市民参加の機会を確保し、寄せられた意見・提案等を多角的かつ総合的に検討し、計画に反映させるよう努めます。最終計画案は、市長から市議会へ議案として提案し、市議会における審議を経て議決・決定します。

(参照条文)

○茅ヶ崎市自治基本条例

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(1) 市民参加

次期総合計画の策定における市民参加の場及び機会は、次のとおりとします。

ア ワークショップ

多様な人材や幅広い世代の市民同士が、これからのまちづくりについて対話するワーク

ショッップを開催することにより、まちづくりへの関心やまちへの愛着の醸成を図るとともに、より多くの市民からまちづくりに対する意見等を聴取します。

イ ヒアリング

市内事業者及び活動団体を対象にヒアリングを実施し、様々な分野の専門的な視点からのまちづくりに対する意見、意向等を調査します。

ウ 懇談会

①地区別懇談会

地区別に懇談会を開催し、計画骨子に対する意見・提言等を募集します。

②分野別懇談会

福祉・教育・環境・経済等の分野別の団体等を対象に懇談会を開催し、計画骨子に対する意見・提言等を募集します。

エ アンケート

無作為抽出による市民を対象として、郵送によるアンケート調査を実施し、市民のまちづくりに関する意識調査を行うとともに、目標設定等に活用します。

オ パブリックコメント手続

総合計画（素案）について、パブリックコメント手続を実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮し計画策定を行います。

カ その他の意見聴取等

広報紙やホームページを活用し、市民と計画の策定状況を情報共有するとともに、出前講座等の様々な機会を捉えて、市民からの意見を広く募集します。

(2) 茅ヶ崎市総合計画審議会

本市の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について審議する、公募の市民、学識経験者、市内の公共的団体等の代表者などで構成される附属機関で、計画骨子について、市長の諮問に応じて審議し、答申します。

(3) 茅ヶ崎市議会

本市では、茅ヶ崎市自治基本条例第18条第1項に規定する総合計画の策定について、茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例により、市議会において議決しなければならないこととしています。そのため、市長から最終的な総合計画案を議案として提案し、市議会に

おける審議を経て、議決します。

(参照条文)

○茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第18条第1項に規定する総合計画を策定し、又は改定すること。

(2) 略

(4) 市の内部検討体制

次期総合計画の策定における市の内部検討体制は、次のとおりとします。

ア 茅ヶ崎市総合計画策定会議

市長、副市長、教育長、庁内の部局長級職員をもって構成し、計画策定における重要事項等を審議します。

イ 茅ヶ崎市総合計画策定会議幹事会

庁内の課長級職員をもって構成し、茅ヶ崎市総合計画策定会議への付議前に、計画策定における重要事項等を検討します。

ウ 茅ヶ崎市総合計画策定会議作業部会

公募及び推薦による職員をもって構成し、市民からの意見等を踏まえ、計画骨子等を検討するとともに、各種ワークショップ等へ参加し、市民との意見交換を行う。

6 計画策定スケジュール

次期総合計画の主な策定スケジュールは次のとおりとします。

		平成29（2017）年度												
		第1四半期			第2四半期		第3四半期			第4四半期				
内容（予定）						次期総合計画策定着手の公表		次期総合計画策定方針案の決定		パブリックコメントの実施		次期総合計画策定方針の決定		庁内策定会議等 （随時開催）
								総合計画 審議会				ワークショップ等 の企画・検討		

平成30（2018）年度												
第1四半期				第2四半期			第3四半期			第4四半期		
内容（予定）												
	ワークショップ・ヒアリングの実施								次期総合計画骨子の検討			
	庁内策定会議等（随時開催）											
	総合計画審議会（随時開催）											

平成31（2019）年度																	
第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期								
内 容 （ 予 定 ）	次期総合計画骨子の決定		次期総合計画（素案）の検討			次期総合計画（素案）の決定			パブリックコメントの実施			次期総合計画（案）の決定		次期総合計画（案）を議会へ提案			
			懇談会（地区・分野）の開催														
	アンケート調査・速報		アンケート詳細分析			パブリックコメントの実施											
	庁内策定会議等（随時開催）																
	諮問		答申		総合計画審議会（随時開催）												

平成32（2020）年度												
第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
内 容 （ 予 定 ）	次期総合計画 第1次実施計画の策定											次 期 総 合 計 画 の 策 定
	総合計画審議会（随時開催）											

※スケジュールは、今後の検討内容により変更が生じる場合があります。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31（2019）年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本方針における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

附属資料

「茅ヶ崎市次期総合計画策定方針（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 平成 29 年 12 月 18 日（月）～平成 30 年 1 月 23 日（火）
2 意見の件数 32 件
3 意見提出者数 20 人
4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	1 人	11 人	0 人	1 人	0 人	2 人	5 人	0 人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数
1	計画策定の趣旨に関する意見	0 件
2	計画の位置付けに関する意見	0 件
3	計画策定の基本姿勢に関する意見	4 件
4	計画の構成及び期間に関する意見	0 件
5	計画策定の体制に関する意見	5 件
6	計画策定スケジュールに関する意見	0 件
	総合計画全般に関する意見	17 件
	パブリックコメントの実施に関する意見	4 件
	その他の意見	2 件
合 計		32 件

※「茅ヶ崎市次期総合計画策定方針（素案）」の項目番号

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 企画部 企画経営課 企画経営担当
0467-82-1111（内線 2535・2536）
e-mail:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方についての詳細は、企画経営課窓口、市政情報コーナーまたは市のホームページ（<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>）の「市民参加」でご覧ください。